

議案第60号

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例の制定について
さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場条例

(設置)

第1条 高齢者の生きがいを推進するとともに、市民の健康の増進を図るため、さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場（以下「グラウンド・ゴルフ場」という。）をさいたま市西区大字宝来125番地1に設置する。

(業務)

第2条 グラウンド・ゴルフ場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) グラウンド・ゴルフ場及びこれに附属する設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休業日)

第3条 グラウンド・ゴルフ場の休業日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる。

(利用時間)

第4条 グラウンド・ゴルフ場の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理のために必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) グラウンド・ゴルフ場の設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の管理上支障があるとき、又は市長が適当でないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の利用の許可を受けたもの（以下「利用者等」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の取消し等)

第8条 市長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するとき、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定による措置によって利用者等に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(利用料金)

第9条 利用者等は、利用の許可を受けたときは、指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）に、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 グラウンド・ゴルフ場の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(入場料等の届出)

第10条 利用者等が、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収して、グラウンド・ゴルフ場を利用する場合は、その利用を終了したときに、当該入場料等の総収入額を指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金の減免）

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設等の管理上特に必要があるため、その利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者等の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第13条 利用者等は、施設等の利用が終わったときは、速やかに施設等を現状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条第1項の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者等が、前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを原状に回復し、これに要した費用は、利用者等の負担とする。

（遵守事項及び指示）

第14条 市長は、グラウンド・ゴルフ場の利用者等又は入場者の遵守事項を定め、かつ、管理上必要があると認めるときは、当該利用者等又は入場者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

（損害賠償の義務）

第15条 利用者等又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の

規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設等の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第3条本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、市長の承認を得て、臨時に休業日を定め、又は休業日に営業すること。
- (2) 第4条本文の規定にかかわらず、必要があると認めるときに、利用時間を延長し、又は市長の承認を得て利用時間を短縮すること。
- (3) 第5条第1項の規定により、利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可をし、及び同条第2項の規定により、許可に条件を付すこと。
- (4) 第6条の規定により、同条各号のいずれかに該当するときは、グラウンド・ゴルフ場の利用の許可をしないこと。
- (5) 第8条第1項の規定により、同項各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すこと。

（指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等）

第17条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）第6条の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長がグラウンド・ゴルフ場の管理を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、別表に定める額の範囲内において市長が定める使用料を徴収する。

2 前項の場合にあつては、第9条第1項及び第10条から第12条までの規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「指定管理者（第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「使

用料」と、第10条、第11条並びに第12条ただし書及び同条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条及び第12条本文中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分			利用料金	
			市内	市外
団体	午前	午前9時から午後零時まで	1,940円	3,880円
	午後	午後1時から午後5時まで	2,800円	5,600円
	全日	午前9時から午後5時まで	4,200円	8,400円
	時間外利用（1時間につき）		750円	1,500円
個人	児童・生徒		1人につき 100円	1人につき 600円
	一般		1人につき 300円	
	60歳以上		1人につき 100円	

備考

- 1 「市内」とは、利用者等の住所（団体の場合にあっては、その代表者の住所）が市内の場合をいう。
- 2 「市外」とは、市内以外の場合をいう。
- 3 「団体」とは、50人以上の者が合同してグラウンド・ゴルフ場を利用する場合の集団をいう。
- 4 「個人」とは、団体以外の者がグラウンド・ゴルフ場を利用する場合をいう。
- 5 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒をいう。
- 6 「一般」とは、児童・生徒、義務教育就学前の幼児及び60歳以上の者以外の者をいう。
- 7 義務教育就学前の幼児については、無料とする。
- 8 利用者等が入場料等を徴収する場合のグラウンド・ゴルフ場の利用料金は、総収入額の100分の5.4に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、総収入額の100分の5.4に相当する額が、18,000円に満たないときは、18,000円とする。
- 9 時間外利用に係る利用料金は、グラウンド・ゴルフ場の利用の許可に係る利用時間を超過した場合又は午前9時から午後5時までの時間以外に利用する場合に徴収する。この場合において、当該時間外利用に係る利用時間が1時間に

満たないときは、1時間とする。